

鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会設置要綱

(設置)

第1条 鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に伴う課題解決に向けた取組に関して、広く市民の意見を聴取するとともに、関係団体と連携し検討するため、鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置のあり方について、意見交換を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会の代表
- (3) 鴻巣市立小・中学校PTAの代表
- (4) 鴻巣市立小・中学校校長
- (5) その他教育長が必要と認める者

第4条 懇話会は、教育長が招集する。

第5条 教育長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して懇話会への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6条 委員への謝礼は、1回の会議につき5,000円とする。

第7条 懇話会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。